四二〇二・二二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一六%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・二九	その他のもの	八%	B 10
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品		
四二〇二・三一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの		
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六%	B 10
	その他のもの	八%	B 10
四二〇二・三九	その他のもの	四・一%	B 10
	その他のもの		
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	一〇%	B 10
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	八%	B 10
四二〇二・九九	その他のもの		
	木製のもの	二・七%	B 10
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	三・四%	B 10
	その他のもの	四・六%	B 10
四二・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）		
四二〇三・一〇	衣類		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10
	手袋、ミトン及びミット		
四二〇三・二一	特に運動用に製造したもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	Pn
	その他のもの		X
四二〇三・二九	その他のもの		
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの		
	革製のもの	一四%	B 10
	コンポジションレザー製のもの	一六%	B 10
	その他のもの		X
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの		X
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品		
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10

四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品		
	機械用その他の技術的用途に供する種類のもの		
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	一八%	B 10
	その他のもの	三・三%	B 10
	その他のもの	一〇%	B 10
四二〇六・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱（けん）の製品	三・三%	B 10
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品		
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）		A
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）		X
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		X
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品		A
第四四類	木材及びその製品並びに木炭		
四四・〇一	木材		
	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材		A
四四・〇二	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A
四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		A
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの		A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉		A
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		A
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）		
四四〇七・一〇	針葉樹のもの		
	まつ属、もみ属（カリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーを除く。）又はとうひ属（シトカスプルースを除く。）のもの（厚さが一六〇ミリメートル以下のものに限る。）		X
	その他のもの		A
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの		
四四〇七・二一	マホガニー（スウィエテニア属のもの）		A
四四〇七・二二	バイロラ、インブイア及びバルサ		A
四四〇七・二五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		A
四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアラン		A
四四〇七・二七	サペリ		A
四四〇七・二八	イロコ		A
四四〇七・二九	その他のもの		A
	その他のもの		
四四〇七・九一	オーク（コナラ属のもの）のもの		A
四四〇七・九二	ビーチ（ブナ属のもの）のもの		A
四四〇七・九三	かえで（カエデ属のもの）のもの		A
四四〇七・九四	桜（サクラ属のもの）のもの		A
四四〇七・九五	とねりこ（トネリコ属のもの）のもの		A
四四〇七・九九	その他のもの		A